

国保の届出は14日以内にしましょう

国保に加入するときや、他の医療保険に加入するために国保をやめるときは、14日以内に玖珠町役場保険年金班に届出が必要です。

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入してきたとき（社保でない方）	●転出証明書 ●印鑑
職場の健康保険をやめたとき	●職場の保険をやめた・はずれた証明書 ●印鑑
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	●母子健康手帳 ●印鑑
生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書 ●印鑑

国保をやめるとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村に転出するとき（社保でない方）	●保険証 ●印鑑
職場の健康保険に加入したとき	●職場の保険証（加入証明書も可） ●国保の保険証 ●印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保被保険者が死亡したとき	●保険証 ●印鑑
生活保護を受け始めたとき	●保護開始決定通知書 ●印鑑
後期高齢者医療制度に加入するとき	75歳到達で加入する方の届出は不要

加入の届出が遅れると…

- ①加入資格を得た時点まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。
- ②届出をしない間の「保険証」を持っていない状態で病院を受診すると、一旦全額自己負担となります。

やめる届出が遅れると…

- ①届出をするまで、保険税がかかり続けます。
- ②資格のない「保険証」を使って病院を受診した場合、国保が負担した医療費を返していただく場合があります。

ポイント！ 保険税は届出をした月からではなく、加入の資格を得た月から納めます。

国民健康保険の届出・申請には、個人番号の記入が必要になります。手続きの際は、上記の必要書類に加え、次の書類をお持ちください。

- 世帯主及び被保険者の個人番号（マイナンバーが確認できるもの）
- 申請者（代理人含む）の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- 同一世帯以外の方が代理で手続きする場合は、代理権を証明するもの（委任状など）が必要です。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます（国民年金の任意加入は、申し出した日からとなります）。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 日田年金事務所 ☎0973(22)6174 住民課 保険年金班 ☎(72)1113